

建設業者の皆様へ



社会保険に加入していますか？

あなたの会社や、その労働者の社会保険加入は、法令上の義務です。

建設業界、公共工事を取り巻く環境は、建設業者、若手技術者等の減少により厳しい状況にあります。本市では、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、不良不適格業者を排除し、下請け企業へのしわ寄せ防止を図り、公平で健全な競争環境を構築する観点から下記のように社会保険等の未加入対策を行うことといたします。

平成28年7月1日以降に入札手続きを行う水戸市発注工事において

- ・1000万円以上の一般競争による工事において、元請業者となれるのは、原則的に社会保険等の加入業者に限定します。（下請け業者へは加入指導）

※適法に国民健康保険組合（建設国保や全国土木建築国保等）に加入している場合は、健康保険に入りなおす必要はありません。（適用除外）

実際の確認方法は

- 一般競争入札参加申請時における経営規模等評価結果通知書、総合評定値結果通知書による確認
- 配置予定となる主任技術者、現場代理人本人の健康保険証による確認
（雇用保険証によるものは認められません。）

確認する届出の義務

- 健康保険法第48条の規定による届け出の義務（健康保険加入）
- 厚生年金保険法第27条の規定による届け出の義務（年金加入）
- 雇用保険法第7条の規定による届け出の義務（雇用保険加入）

★平成29年1月に行なわれる、平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の際は、必ず社会保険加入が必要となり、未加入者は名簿登録が出来ないこととなります。